

自動車共済制度改定のご案内



北海道自動車共済協同組合

ご契約者の
皆さまへ

日頃より北海道自動車共済協同組合の自動車共済をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。当組合では、令和5年1月1日に自動車共済制度の改定を行います。制度改定の概要をご案内いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

01 ノンフリート等級別割増・割引率の改定

ノンフリート等級別割増・割引率を改定します。令和5年1月以降の共済始期日のご契約は、下表の割引・割増率が適用されます。

等級	割増					割引														
	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故 (%)	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
事故有 (%)							14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51

02 人身傷害共済の改定

人身傷害共済に傷害一時金の給付制度として入通院定額給付金（10万円）を新設します。人身傷害共済の支払対象となる場合で、入院または通院の日数が5日以上となった場合に入通院定額給付金10万円をお支払いします。

ただし、入通院5日目の日が、人身傷害事故の発生日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。

※現在のご契約に搭乗者傷害倍額払特約がセットされている場合は、人身傷害共済の定額給付金制度と同時にセットすることができませんので、「人身傷害共済の入通院定額給付金対象外特約」がセットされ、入通院定額給付金の補償は対象外となります。

03 車両共済の改定

1 車対車事故・危険限定特約（車対車+危険限定）の改定

従来の補償に加え、右記の事故も補償対象とします。なお、従来の「窓ガラスの破損」に関する補償は、「飛来中または落下中の他物との衝突」または「いたづら」を事由とする場合に対象となります。

- 当て逃げ等の相手自動車の詳細が確認できない事故
- 被共済自動車の所有者が所有する他の自動車との衝突または接触事故
- 動物との衝突または接触事故

補償の範囲	車両共済の種類	事故例	他の自動車との衝突・接触	火災・爆発	落書き	盗難(注)	飛来中または落下中の他物との衝突	動物との衝突・接触	転覆・墮落
			当て逃げ	台風・たつ巻 洪水・高潮	いたづら				電柱に衝突 車庫入れの失敗
	一般車両		○	○	○	○	○	○	○
	車対車+危険限定		○	○	○	○	○	○	×

(注) ご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車の場合は、盗難により生じた損害は補償されません。 ○: 補償の対象 ×: 補償の対象外

2 車両新価特約および車両超過修理費用特約のセット可能期間の延長

車両新価特約

初度登録年月の翌月

旧制度 61か月

新制度 73か月

共済期間の末日が属する月

車両新価特約のセット可能期間は、共済期間の末日の属する月が被共済自動車の初度登録（検査）年月の翌月から起算して73か月（旧制度は、同61か月）以内であることに改定します。

車両超過修理費用特約

新制度 初度登録年月の翌月から起算して25か月超

旧制度 初度登録年月の翌月から起算して37か月超

車両超過修理費用特約のセット可能期間は、共済期間の末日の属する月が被共済自動車の初度登録（検査）年月の翌月から起算して25か月（旧制度は、同37か月）超であることに改定します。

04 代車費用補償の改定

旧制度の事故・故障時代車費用特約とロードアシスタンス代車費用特約を統合し、代車費用特約として一本化します。新制度の代車費用特約は、ロードアシスタンス特約のセットが必要ですが、車両共済のセットの有無は問いません。また、以下のとおり補償内容を改定します。



- 1 共済金日額の上限を、軽四輪自動車以外の場合は10,000円、軽四輪自動車の場合は5,000円に改定します。
- 2 共済金の支払限度日数を事故・故障ともに15日を基本とし、事故の場合のみ支払限度日数を30日に延長する「代車費用の補償日数に関する特約」を併せて新設します。

05 新車割引の改定

新車割引を下記のとおり改定します。

自家用普通・小型乗用車

経過月数	等級区分	割引率 (%)			
		対人・自損	対物	人傷・搭乗者	車両
25か月以内	6S等級	37	34	40	39
	7S等級	15	14	25	17
	上記以外	6	5	18	10
26~49か月	問わない	6	5	18	10

経過月数	等級区分	割引率 (%)			
		対人・自損	対物	人傷・搭乗者	車両
25か月以内	6S等級	34	32	41	31
	上記以外	7	11	17	8
26~49か月	6S等級	30	12	35	22
	上記以外	4	4	16	6

自家用軽四輪乗用車

経過月数	等級区分	割引率 (%)			
		対人・自損	対物	人傷・搭乗者	車両
25か月以内	6S等級	25	28	45	28
	7S等級	10	12	25	9
	上記以外	1	3	18	1
26~49か月	問わない	1	3	18	1

経過月数	等級区分	割引率 (%)			
		対人・自損	対物	人傷・搭乗者	車両
25か月以内	6S等級	32	28	42	27
	上記以外	5	9	18	2
26~49か月	6S等級	18	14	21	16
	上記以外	2	4	15	2

06 共済掛金率の改定

直近の損害率やの収支状況等を考慮し、掛金水準の見直しを行います。全体の平均改定率は、約2.0%の引き下げとなります。また、下記の特約掛金を改定します。

- ロードアシスタンス特約
- ロードアシスタンス超過費用特約
- ロードアシスタンス宿泊移動費用特約
- 弁護士費用特約

07 運転者本人限定特約の新設

運転者を記名被共済者本人に限定する「運転者本人限定特約」を新設します。本特約をセットしたご契約については、8%の割引を適用します。また、「運転者本人・配偶者限定」は7%→6%の割引に変更となります。

08 その他の改定

- 心神喪失等による被害者救済費用特約の新設
- 責任無能力者の監督義務者に対する補償の導入
- 対物賠償における原因者負担金に関する補償の導入
- 無過失事故に関する特則の改定
- 他車運転特約の補償内容の改定、対象車種拡大
- 車両全損時諸費用特約の改定
- ロードアシスタンス特約の補償内容の改定
- 車両超過修理費用特約の対象車種の拡大
- 運転者本人・配偶者限定特約の割引率の改定
- 車両積載動産特約の新設

など

制度改定の内容につきましては、概要のご説明になりますので、詳しくは組合または共済代理所にお問合せください。

お問い合わせ先

